国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第88回理事会(EB#88)概要報告

2016年 3月12日 経済産業研究所·東京大学 戒能 kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2016年3月8日(月)-3月11日(金)場所 ドイツ・ボン・国連ドイツ本部棟会議場

主要結果

1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成

	止埋事 Member		代埋埋事 Alternate	
アジア ASIA	Tariq M I.	(パキスタン)	Oh D.	(大韓民国)
中南米 LACRB	Edualdo C.	(ペルー/議長)	Arthur R.	(バハマ)
アフリカ AFR	Balishi G.	(ボツワナ)	<i>Joseph A.</i>	<i>(</i> カメルーン <i>)</i>
島嶼国 SIDs	Amjad A.	(モルジブ)	Garald L. Moises A.J. Miguez J.D. Diana H. Olivier K. Piotr D. Lambert S.	(ジャマイカ)
(途上国)	Washington.Z	(ジンバブエ)		(ドミニカ)
Non-An.1	<i>Duan M.</i>	(中華人民共和国		(ブラジル)
移行国 EIT	Natalia K.	(ウクライナ)		(アルメニア)
西欧 WEOG	Martin E.	(スイス)		(EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W.	(EU/独/副議長)		(EU/ポーランド)
Annex-1	戒能 一成	(日 本)		(EU/独)

(下線は新規・交替,斜体欠席)

2. 運営管理 (議題2.1~)

2-1. 2015パリ協定と CDMの将来

(CMP決定, 前Annex-1)

- 1) 背景 2015年12月に成立したパリ協定では 6条に「新メカニズム」の概要を規程。
 - 併催された京都議定書締約国会議(CMP)では、CDMの制度・基準の他分野への拡大を推進すべき旨の指示があったが、CDMの将来につき何も述べず。
 - パリ 6条規程と CDMの関係はなお不詳であり、CDMの今後につき議論。
- 2) 結果 当座は CMPからの権能がなく更なる交渉の推移を見守るしかないことで合意。
 - しかし単に結果を待つだけでなく、事務局に 2020年 第2約束期間・整理期間 終了後の CDMの利用について、法的・技術的に整理する作業を指示。
 - CDMの制度・基準の他分野への拡大については、事務局原案が過度に CERの直接利用に傾倒したものであり不十分として再検討を指示。
- 2-2. CDM 理事会 及び パネル・WG·予算委等議長・副議長選定人事

(資料なし)

- 1) 背景 定例の年次人事。
- 2) 結果 下記のとおり決定。

議長 Edualdo C. (NA1-ペルー) 副議長 Frank W. (A1-ドイツ/EU) 信認パネル議長 Arthur R.(NA1-バハマ) 副議長 Martin E.(A1-スイス) 方法論パネル議長 Piotr D.(A1-EU/ポーランド) 副議長 Washington(NA1-ジンバブエ) 小規模WG議長 Balishi G.(NA1-ボツワナ) 副議長 Diana H.(A1-アルメニア) 植林WG議長 Olivier K.(A1-EU/ベルギー) 副議長 Joseph A.(NA1-カメルーン) 炭素貯留WG議長 戒能一成 (A1-日本) 副議長 Miguez J.(NA1-ブラジル)

予算委共同議長 戒能一成 (A1-日本) 委員 Olivier, Lambert

同 Miguez J.(NA1-ブラジル) 委員 Gerald, Amjad

5) 参考 - 同時に各パネル・WG委員の任期 1年延長を決定。

2-3. CDM と気候変動関連資金機関との協力

- (会議前Annex-3)
- 1) 背景 CMP依頼事項。資金機関との協力について検討を指示。
- 2) 結果 事務局原案の内容を支持、具体策の検討を指示。
 - 条約補助機関会合(SB#44,5月)に併せて WSを開催することを決定。
- 3) 議論 資金機関との協力につき、CDM側から見た「機会」と「障害」が重要である点で意見は収束。
 - 一部理事からは資金機関の支援との「重畳性」や「過介入」について注意喚起あり。
 - 一方、WSの開催については目的・焦点・対象群など不詳との異論あり。 機会が限られるため、WSの子細は議長・副議長に一任する旨決定。
- 4) 対応 条約補助機関会合(SB#44,5月)の機会に関連WSあり関係各位は注意されたい。

2-4. CDM制度の整合化·簡素化作業

(会議前Annex-4)

- 1) 背景 一昨年からの継続事業。炭素市場需要の低迷を背景に、過度に複雑化した制度 の整合化:簡素化と「規制緩和」作業を継続。昨年度の積残し分 4件を議論。
- 2)·3) 結果・議論 以下のとおり。
 - a 有効化(Validation)時の現地調査の不要化
 - 原案(不要化)支持が多かったが、少数ながら不要類型の規範要との慎重意見有。 DOE-Forumに再度意見照会し再検討を決定。
 - b 地理的分散型事業の検証試料数の削減
 - 昨年規定した「試料数ガイドライン」の規程を検証(Verification)にも適用することで合意。事務局に制度改正を指示。
 - c 登録手続期間の短縮化·自動追加性案件の登録手続
 - 事務局原案では制度変更はせず運用で短縮に努力するとのものであったが、事業者団体(PD-Forum)から過去の滞留問題を理由に強固な反対意見有。一部理事がこれを支持したため、更なる改善の可能性につき事務局に再検討を指示。
 - d 同一認証機関(DOE)による有効化(Validation)・検証(Verification)の実施
 - 事務局原案及び信認パネル(AP)の提案は「即時規制撤廃」であったが、前回理事会での「慎重に段階的撤廃」との議論が全く反映されていなかったため紛糾。
 - 小生から規模·DOE資格などの定量·定性基準を提案したが議論は発散。
 - 当面現行規程(DOEからの申請による個別判断)を維持するが、DOEの業務実績や事業規模など今後の「客観基準化」の可能性について事務局に再検討を指示。
- 5) 参考 現在迄に理事会で合意した内容については、今年の各種手続規程文書(PS, VVS, PCP)の改訂において反映される予定。
- 2-5. 有効化(Validation)への些末性規範(Materiality)の適用

(CMP依頼事項)

- 1) 背景 一昨年CMP依頼事項。現状 検証(Verification)のみに適用されている些末性基準(Ma-teriality)を有効化(Validation)へ拡大する可能性について継続検討。
- 2) 結果 些末性基準の有効化への適用については、ベースライン特定・投資分析について 検討することを事務局に依頼。
 - これに加え、事務局での CDM事業審査・手続の各段階において些末性基準が適用できないか検討することを依頼。
- 3) 議論 有効化への些末性基準の適用については、内容不詳として理事からの反対意見がなお根強く議論は難航。
 - 一方、上記整合化・簡素化作業との関係で、事務局での事業審査・確認において、 過去に些末な誤謬で審査を後回しにされた事例があることから、事務局での事 業審査・認証機関審査において些末性の概念を適用できないか検討を指示。

- 3. 個別案件 (議題3.1~) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)
 - 3-1. 認証機関(DOE)信認 Accreditation
 - 2) 結果 2件の全分野からの自主撤退を了承。(DNV, NAC)
 - 3件の部分撤退を了承。(SGS, ERM-CVS, SIRIM, 詳細は議事録参照)
 - 1件の要監視(UO)を決定。(PJRCES, 全SS対象)
 - 14件の良好な定期監査(RS)結果を了承。
 - 5件の良好な事業監査(PA)結果を了承。
 - 3) 議論 (守秘義務対象)
 - 4) 対処 DOE の CDM事業からの完全撤退・部分撤退につき注意ありたい。
 - 特に認証機関大手である DNV の完全撤退につき注意ありたい。
 - 3-2. 登録 Registration (該当なし) 本会議時点での登録事業は 7,700件に到達
 - 3-3. 発行 Issuance (該当なし) CER発行実績は 16.5億t-CO2に到達
 - 3-4. 同一認証機関(DOE)による有効化(Validation)・検証(Verification)の実施申請
 - 1) 背景 現状同一DOEによる有効化・検証の実施は小規模事業のみで認められており、 それ以外の場合は理事会に状況を説明し個別承認を求めるべき旨規程。
 - 2) 結果 6件の申請を全て却下。
 - 3) 議論 (上記 2-4. d. 参照)
 - 5) 参考 同一DOEによる有効化・検証については、他認証機関の利用可能性・費用の低減程度・規模などの状況説明により理事会に承認を求めることとなるが、定性的な説明だけでは過去殆どの場合却下されていることに注意ありたい。

4. 制度改正 / 事業基準·方法論 (議題4.1, 4.2)

4-1. 標準ベースライン関連の今後の事業計画

(会議前Annex-11)

- 1) 背景 標準化ベースラインについては途上国DNAからの要請が多様であり、昨年度の 作業計画の実施状況・成果を踏まえて今後の方向性について議論。
- 2) 結果 標準化ベースラインの策定方法・概念を拡大する検討については中断を指示。
 - 一方現状具体的に作業が進行している 2分野(家電機器, 建築物)については当該検討結果を踏まえて作業を継続することを了承。
- 3) 議論 標準化ベースライン関連の作業については、過去数年間重点分野として検討を 実施してきたが、既に 50件近くが成案していることから、作業の有効性や実 需を踏まえた今後の方向性について見直しを実施。
 - 当該観点から、低開発国や CDM低実施国での標準化ベースライン利用促進に 重点化すべく、当面上記 2分野に作業を重点化することで理事意見が一致。

4-2. 集合事業(PoA)関連規程の独立化

(会議前Annex-7)

- 1) 背景 現状の手続関連規程(PS,VVs,PCP)においてPoA関連の規程は各条項に併記されており理事会は現状で問題ないとの理解であったが、CMPから分離依頼有。
- 2) 結果 事務局に事業基準・認証基準(PS·VVS)文書の統一化と PoA関連規程の分離検討 を指示。
 - 手続基準(PCP)については理事意見が紛糾、事務局に数通りの検討を指示。
- 3) 議論 そもそも理事会では実務上殆ど意味がない形式的な問題であるとして却下してきた問題であり、実用性との整理がつかず理事意見が散逸。

- 4-3. DOE信任分野分類-方法論再整理「紐付け」の不備問題
- (会議前Annex-5)
- 1) 背景 2014年の現行信任基準(AS ver.6.0)導入時に DOE信任分野分類(Sectral Scope)と各方法論の「紐付け」が修正される予定であったが、作業が遅延したため 一部 DOEから「認証作業不能」との問題提起有。(EB#86,#85議事録参照)
- 2) 結果 既存各方法論と信認分野(SS)の対照表を採択。
 - 今後方法論が新規採択された場合、当該対照表を改訂していくことを決定。
- 5)参考 UNFCCC-WEBに信認分野(SS)から方法論の「逆引き表」を掲載することで合意。

5. 政策論 (議題4.3)

5-1. "E-"政策小委の継続検討

(資料なし)

- 1) 背景 途上国での再生可能エネルギー補助など"E-"政策による補助を、CDM事業登録 時の投資分析に反映するかどうかについて約2年に亘り継続検討。
 - 理事会での議論は膠着状態であったが、CMP11において突如 EUから検討推進が提案され、理事会に依頼有。
- 2) 結果 "E-"小委(議長: 戒能)の継続検討を了承。
- 5) 参考 事業登録は極めて低調である上、2019年の CDM第2約束期間末迄あと 4年し か残っていないため、議論する実益が極めて希薄な問題。
 - 当該問題に強固に反対してきた EUが何故今更本件を持出したのかは背景不明。

6. 雑 記

- EU加盟国の環境NGOへの資金支援について

CDM理事会においては、議題冒頭に DOE-Forum議長と意見交換することが通例であるが、今次理事会で DOE-Forum議長から「付属書 1国の理事においては、2016年の DOE-Forum の運営予算が厳しいので、環境NGOなどを支援している助成金を一部融通してもらえないか?」との要請有。

子細不詳であり日本で該当する予算・事業が思い当たらなかったため小生から追加説明を求めたところ、EUの一部の国にはこのような助成金があるとの説明有。

本来政府機関から独立であるべき環境NGOなどが、その活動に対し特定の政府の資金助成を受けており、また EUの一部の加盟国がそのような助成を行っているとの点が事実であれば、明白な利害相反であり極めて憂慮すべき問題と思慮。

次回理事会(EB#89) 2016年 5月 9日~ 5月13日, ドイツ・ボンにて開催予定